

飲食等販売契約書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と、以下「乙」という。）は、兵庫県中小企業従業員共済事業の会員とその家族並びに同伴者（以下「会員等」という。）の飲食に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

- 第1条 会員等が乙の店舗で飲食をする場合、甲が発行するファミリーパックの会員証を提示することにより乙は、同伴者を含むそのグループ全員に別表1の特典を付すとともに、甲が飲食料金を一部負担することにより、会員等は福利厚生を享受するものとする。
- 2 会員及びその家族が甲が発行するファミリーパックの会員証を提示して乙店舗を利用する際には、乙は一般の利用者と区別することなく同等のサービスを提供するものとする。

（対象商品及び割引率・特典等）

第2条 乙が割引く対象商品及び割引率・特典等は、別表1のとおりとする。

（販売及び利用券等）

- 第3条 乙は、会員等が乙の店舗で飲食した場合、料金から第2条の特典を付するものとする。
- 2 乙は、甲が発行するファミリーパック「旅行・宿泊・食事クーポン、各種チケット等」利用券（様式第1号）（以下「利用券」という。）を提出した会員及びその家族に飲食等を提供する場合、別表1の特典を付したうえで、利用券に記載の金額を差し引いた料金で販売するものとする。
- ただし、利用券の使用は、1回の飲食について1人1枚に限るものとし、食事券、飲物券及び土産券ならびに売店商品等の購入については使用できないものとする。
- また、会員及びその家族の飲食合計金額が、当該飲食行為に対し使用できる1人1枚の利用券の合計金額に満たない場合は、利用券は使用できないものとする。

（取扱店舗等）

- 第4条 本契約に基づく飲食等を取扱う乙の取扱店舗等は、別表2のとおりとする。
- 2 乙は、本契約の内容について、乙の社員や従業員等関係者に周知徹底を図るものとする。

（精算）

- 第5条 乙は、第3条第2項に定める利用券を添えて、会員及びその家族の飲食等の行為があった月の翌月10日までに一括して甲に請求するものとする。
- 2 乙は、前項の請求について、甲が別に定める利用券事務手数料制度要領（以下「要領」という。）にもとづき、利用券に係る事務手数料（以下「手数料」という。）を甲に支払うものとする。
- 3 手数料は、利用券の請求額から、要領にもとづく手数料額を甲が引き去る方法により徴収するものとする。
- 4 甲は、請求内容を確認のうえ、乙から請求のあった月末（休祭日の場合はその翌日。）に原則として乙の指定する預金口座に振込むものとする。
- 5 甲は、前項の請求に関し、必要に応じ乙と協議のうえ関係書類の提出を求め、または検査をすることができるものとする。
- 6 乙が、偽りその他不正な手段により利用券による支払いを受けたときは、その全額または一

部を甲に返還するものとする。

(会員への周知)

第6条 甲は、本契約の第2条、第3条及び第4条の内容を会員に対し周知し、乙は甲と協議のうえ、グルメ企画を紹介するなど甲乙協力して利用促進に努めるものとする。

(免責・損害)

第7条 会員及びその家族が利用券を使用する場合、乙は利用券が正当なものであることを確認するとともに、厳重な管理のもとに利用券を取り扱うものとする。

2 乙が甲からの勧告にも拘わらず前項の義務を果たさなかった場合、甲は第5条第1項に定める金額を乙に支払う責任を免れるものとする。

ただし、乙の厳重管理にもかかわらず、会員による不正使用が行なわれるなど乙が損害を被ることとなった場合には、甲乙協議のうえ支払額を決定するものとする。

3 会員等が本契約にもとづき飲食等を行った場合において、会員等との間に生じた一切のトラブルについては、すべて乙と会員等との間で解決するものとする。

ただし、不正使用によるトラブル等については、甲を交えて解決を図るものとする。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の意思を書面にて示さない時は、本契約を更に1年間有効とし、以後も同様とする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第9条 乙は、「個人情報の保護に関する法律」にもとづき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いにあたっては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、本契約にもとづく飲食行為等から知り得た会員情報等を当該目的以外に使用、あるいは他人に漏らしてはならない。また、飲食行為等の終了後も同様とする。

3 甲及び乙は、相手方から開示を受けた全ての情報及び資料を善良なる個人情報管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、事前に甲または乙の書面による承諾がない限り、これを第三者に対して開示してはならない。

(契約の解除・暴力団等の排除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する時は、本契約の期間中であってもこれを解除することができる。

(1) 乙が本契約の義務を履行しない時。

(2) 甲が本契約の存続を不相当と認めた時。

2 甲は、前項により本契約を解除した場合は、すでに利用し終えた飲食行為等に対応するもので甲が止むを得ないと認めた場合に限り、利用券に見合う金額を乙に支払うものとする。

3 乙は、本契約の解除に際して前項に定めるもののほかは、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

4 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という。）ではないこと。

(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。

- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。
- 5 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む。）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。
- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

(疑義の解釈)

第11条 本契約に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第12条 甲及び乙は、本合意に関して各者間に紛争が生じた場合、当該紛争は法令に従って解釈され、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理 事 長 印

乙

印

別表1 (第2条関係)
対象商品及び割引率・特典等

NO	指定物件	割引率又は割引額・特典	備考
1			

別表2 (第4条関係)

	指定物件	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

「旅行・宿泊食事クーポン、各種チケット等」利用券 (様式第1号)

3208
ファミリーバック「旅行・宿泊・食事クーポン及び各種チケット等」利用券
会員・家族会員共通券

※会員・家族会員いずれも総数で6枚使用可。
※1利用につき1人1回1枚に限りませう。
※記入漏れ、期限外使用は無効

1,000円

利用年月日	年 月 日	利用施設名
事業所番号		事業所名
会員番号	会員名	利用者名

利用目的 (該当に○) 旅行/宿泊/食事/チケット/その他

有効期限 / 2020年9月30日

①使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 (公財)兵庫県勤労福祉協会
②未使用すべてを記入してください。
③取扱店の方は、記入漏れ及び有効期限を過ぎた利用券は受け取らないでください。

3209
ファミリーバック「旅行・宿泊・食事クーポン及び各種チケット等」利用券
会員・家族会員共通券

※会員・家族会員いずれも総数で6枚使用可。
※1利用につき1人1回1枚に限りませう。
※記入漏れ、期限外使用は無効

1,000円

利用年月日	年 月 日	利用施設名
事業所番号		事業所名
会員番号	会員名	利用者名

利用目的 (該当に○) 旅行/宿泊/食事/チケット/その他

有効期限 / 2021年3月31日

①使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。 (公財)兵庫県勤労福祉協会
②未使用すべてを記入してください。
③取扱店の方は、記入漏れ及び有効期限を過ぎた利用券は受け取らないでください。